# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

# (案)

評価書番号	評価書名		
15	川口市	予防接種に関する事務	全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

# 項目一覧

I	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

## I 基本情報

· 坐个月刊			
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務			
①事務の名称	予防接種に関する事務		
②事務の内容 ※	予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告等の事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。  ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務		
	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。		
③対象人数	<選択肢> [ 30万人以上 ] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム		
システム1			
①システムの名称	健康管理システム		
②システムの機能	<ul><li>1. 予診票発行対象者に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。</li><li>2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。 (予防接種実施状況の登録・修正・照会機能)</li></ul>		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 就務システム [ ] が務システム [ ] その他 ( )		
システム2			
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)		
②システムの機能	<ol> <li>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</li> <li>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</li> <li>3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</li> <li>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</li> <li>5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</li> </ol>		

③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ 〇] 既存住民基本台帳システム
	[O]宛名システム等 [ ]税務システム
	[〇]その他 (個別業務システム)
システム3	
①システムの名称	住登外管理システム
	1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能 2. 個人番号・法人番号登録機能
	住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能
②システムの機能	3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能
	4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報 等を検索する機能
	5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名 寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	[ ]その他 ( )
システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
①システムの名称	既存住民基本台帳システム  1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能
①システムの名称	1. 住民基本台帳の記載
①システムの名称	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正
①システムの名称	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正 する機能 3. 住民基本台帳の消除処理
①システムの名称 ②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正 する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能  2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能  3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能  4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能  5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能  2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能  3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能  4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能  5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能  6. 住民基本台帳の統計機能
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能  2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能  3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能  4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能  5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能  6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能  7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能 3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳がら該当する住民に関する記載を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能 8. 法務省との連携機能

③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム
	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム
	[ ]その他 ( )
システム5	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 就務システム [ ] が務システム [ O ] その他 (収納管理システム )
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 (中間サーバ )

システム7			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与さ		
	_ · · · · <del>_</del> — · · · · · — - · · · · · · · · · · · ·		
	こうこのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		
③他のシステムとの接続	「〇]宛名システム等		
	[ ]その他 ( )		
システム8			
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)		
②システムの機能	1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付及びその交付記録の管理 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		

	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ <b>O</b> ] その他 (LGWAN回線を用い、専用区画のサーバに対しファイルのアップロード及び ) ダウンロードを実施	
システム9		
①システムの名称	新型コロナウイルスワクチン接種対象者連携システム	
②システムの機能	<ul><li>1 予防接種対象者の登録 健康管理システムより抽出した予防接種対象者を庁内連携システムに登録</li><li>2 予防接種者対象者の抽出 予防接種対象者の情報を庁内連携システムから抽出し、VRSへ登録するデータを作成</li></ul>	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム	
②性のシステノトの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等 [ ]税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム10		
①システムの名称	新型コロナウイルスワクチン接種予約システム ※特定個人情報の取り扱い無し	
②システムの機能	<ul> <li>1 予防接種予約 市民が予防接種を希望する日時を予約する。またコールセンターで接種予約を登録する。</li> <li>2 予防接種予約照会 市民が予約状況を照会する。またコールセンターで予約状況を照会する。</li> <li>3 予防接種対象者の管理 予防接種対象者を登録し、対象者のみ予約可能とする。</li> </ul>	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
り他のノス)立との技術	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ <b>O</b> ] その他 ( インターネット回線によりシステムにログインし、アップロード )	
システム11~15		
システム11		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能 (利用開始時期未定)	
②システムの機能	1【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ <b>〇</b> ] その他 ( LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする )	

システム12			
①システムの名称	電子申請システム (利用開始時期未定)※特定個人情報の取り扱い無し		
②システムの機能	1 自らが受けることができるサービスをオンラインで申請ができる機能		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ] 宛名システム等       [ ]税務システム         [ ] その他 (LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする )		
3. 特定個人情報ファイル名			
予防接種台帳ファイル、新型コ	ロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル		
4. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	以下の必要性から特定個人情報ファイルを取り扱う。  1. 予防接種の接種勧奨、適切な実施のための対象者の把握及び接種歴の管理  2. 健康被害の給付対象者の所在地の把握		
②実現が期待されるメリット	以下のメリットが期待される。  1. 予防接種の対象者把握及び接種歴管理が容易となる。  2. 健康被害の給付金の支給に際して、給付対象者の所在地の把握が容易となる。  3. 個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止することができる。		
5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの。・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会については番号法第19条第16号に該当、委託先への提供は番号法第19条第6号に該当		
6. 情報提供ネットワークシ			
①実施の有無	<選択肢>		

#### 【別表第二における情報提供】

番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。

- ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
- ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項)
- ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2

#### ②法令上の根拠

#### 【別表第二における情報照会】

番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。

- ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項)
- ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2

#### 7. 評価実施機関における担当部署

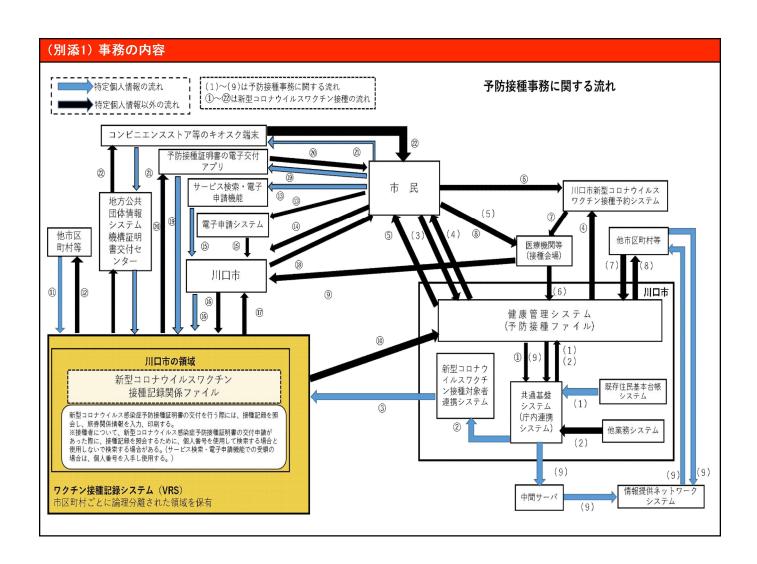
①部署

川口市 保健部 地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

②所属長の役職名

地域保健センター長 新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

#### 8. 他の評価実施機関



#### (備考)

#### 〈予防接種業務について〉

- (1)住民情報を共通基盤システムを介して既存住民基本台帳システムから取得
- (2)予防接種対象者に関する情報を共通基盤システムを介して他業務システムから取得
- (3)定期予防接種履歴照会
- (4)定期予防接種履歴の回答や定期予防接種の接種勧奨通知
- (5)予診票の提出
- (6)接種済み予診票の提出
- (7)各種統計に関する照会
- (8)各種統計に関する情報の回答
- (9)接種データの提供・移転

#### 〈新型コロナワクチン接種業務について〉

- ①新型コロナワクチン接種対象者の登録
- ②新型コロナワクチン接種対象者の抽出
- ③新型コロナウイルスワクチン特定個人情報ファイルの登録
- ④新型コロナウイルスワクチン接種対象者のアップロード
- ⑤新型コロナウイルスワクチン接種券の発送
- ⑥新型コロナウイルスワクチン接種の予約
- ⑦新型コロナウイルスワクチン接種の予約者情報の提供
- ⑧新型コロナウイルスワクチン接種の予診票提出
- ⑨新型コロナウイルスワクチン接種の記録
- ⑩新型コロナウイルスワクチン接種の記録を健康管理システムにフィードバック
- ⑪他市町村から接種記録の照会(特定個人情報を使用しない場合の照会も含む。)
- 12他市町村に接種記録の提供
- ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(電子)申請
- ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(紙)申請
- ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付(電子)申請受理
- ⑥新型コロナウイルスワクチン接種記録の照会
- ①新型コロナウイルスワクチン接種記録の提供
- ®新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
- ⑩アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請(個人番号・氏名・生年月日・旅券情報を利用)
- <u>⑩接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)</u>
- ①コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請(個人番号・氏名・生年月日・旅券情報を利用)
- <u>②地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)</u>
- <u>※旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。</u>

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル、	新型コロナウイル	ルスワクチン	接種記録関係ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	<b>レの種類 <u>※</u></b>	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法で定められた定期予防接種の対象とされる者
	その必要性	川口市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要があるため
④記録さ	れる項目	〈選択肢〉 (選択肢〉 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報  [〇]個人番号 [〇]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報  [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等)  [ ]その他住民票関係情報 ・業務関係情報  [ ]国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ 〇]健康・医療関係情報  [ ]医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報  [ 〇]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報  [ ○]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報  [ ]曜用・労働関係情報 [ ]年金関係情報 [ ]学校・教育関係情報  [ ]災害関係情報 [ ]学校・教育関係情報  [ ]での他 ( )  その他識別情報:受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため 4情報および連絡先:個人の特定や通知等の発送、連絡のため 健康・医療関係情報:健診(検診)結果等の適正な管理を図るため 生活保護情報:予防接種の自己負担免除対象者を把握するため
全ての記録項目		別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年4月1日、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイルは令和3年4月1日
⑥事務担当部署		地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室
3. 特定	個人情報の入手・化	使用
①入手元 ※		[O]本人又は本人の代理人         [O]評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課2課 )         [ ]行政機関・独立行政法人等 ( )         [O]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体 )         [ ]民間事業者 ( )         [ ]その他 ( )

②人手方法  □ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
②入手方法  [ ] 【特徴提供ネットワークシステム 新型コロナウイルスフクチン接得記録システム(VRS)(新型コロナウイルス 新型コロナウイルスのクチン接得記録システム(VRS)(新型コロナウイルス	②入手方法		
新型コロナウイルスワクテン機構部設入ステム(VRS)(新型コロナクルス			
□ ○ 日本の他 (			
# 記入時に転出元市区町村への接種記録の照金が必要になる都度  ・地工区町村から接種記録の照金を受ける基度 ・地工区町村から接種記録の照金を受けるまた。 「参加コーナウイルスを総金で下的接種記録の開金が必要になる都度  ・当市への転入者について、転出元市区町村へ達種記録を限金し、提供を受ける場合のみ入手する。 「参号法第19条第16号) ・			「〇 ] スの州 / <u>感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)</u> 、サービス検索・電子申請 、
・他市区町村から接種記録の照金を受ける部盤			
### ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **			
*新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照金が必要になる都度  ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照金し、提供を受ける場合のみ入手する。 ・場市場のの転入者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から組入場合のみ入手する。 ・場市からの転入者について、他市区町村の大き、は長橋者から交付申請があった場合のみ入手する。 ・場市への転入者について後種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の文付中請に合わせて本人から入手する。 ・接種者からの接種証明書の文付申請に合わせて本人から入手する。 ・接種者からの接種証明書の中請な受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・投用金がとの表を証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 ・投用部署 ・ 地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室  「使用名数 [ 50人以上100人未満 ] 1 1 10人未満 2 10人以上50人未満 4 100人以上500人未満 5 550人以上100人未満 6 11000人以上 50人未満 6 11000人以上 50人未満 6 11000人以上 50人未満 6 11000人以上 50人以上 100人未満 6 11000人以上 50人以上 100人未満 6 11000人以上 500人未満 6 110000人以上 500人未満 6 11000人以上 500人未満 6 1		a.t. 449 a.t 4-	
・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を開金し、提供を受ける場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人養きな人手する。 (番号法第19条第16号) ・	③入手の 	時期•頻度	
(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。 (番号法第19条第16号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			て接種記録の照会が必要になる都度
(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。 (番号法第19条第16号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			・光末への転入者について、転出元末区町材へ接種記録を照合し、塩州を受ける場合の五入手する
			(番号法第19条第16号)
手する。   当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。	④入手に	係る妥当性	人番号を入手する。(番号法第19条第16号)
(⑤本人への明示			
(⑤本人への明示			・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。
スク競末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。   多市接種に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため、市民等が安全に予防接種を受けるための必要な情報を備えるため(人の生命、身体又は財産の保護)   変更の妥当性	© <b>*</b>   ^	<b>○明</b> =	・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。
●使用目的 ※ 予防接種に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため 市民等が安全に予防接種を受けるための必要な情報を備えるため(人の生命、身体又は財産の保護)  変更の妥当性 -		107 PJ 1/1	スク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てか
市民等が安全に予防接種を受けるための必要な情報を備えるため(人の生命、身体又は財産の保護)   変更の妥当性			
使用部署   地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室   で課用散   で開発者   地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室   で開発者   で開発者   で見入以上100人未満   100人以上500人未満   100人以上500人未満   100人以上500人未満   100人以上500人未満   1000人以上500人未満   2)10人以上500人未満   1000人以上500人未満   2)10人以上500人未満   3)10人以上500人未満   3)10人以上500人未成   3)10人以上500人未成   3)10人以上500人未成   3)10人以上500人来及10人来及10人来及10人来及10人来及10人来及10人来及10人来及	⑥使用目	的 ※	
<ul> <li>②使用の主体</li> <li>使用者数</li> <li>[ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 4) 100人以上500人未満 3) 50人以上100人未満 6) 1,000人以上500人未満 6) 1,000人以上 500人以上500人未満 6) 1,000人以上 500人以上500人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人未満 6) 1,000人以上 500人以上 500人未満 6) 1,000人以上 500人以上 50</li></ul>		変更の妥当性	-
使用者数		使用部署	地域保健センター 新型コロナウイルスワクチン接種推進室
3) 50人以上100人未満	⑦使用の		1) 10 人 丰 港 2) 10 人 以 上 50 人 丰 港
・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認 ・生活保護受給による滅免の確認  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  「「報の突合 ※ 氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析」 「情報の統計分析」 「事けるの報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。  「特理の統計分析」 「おけるでは、「おけるでは、「おけるでは、「おけるでは、」では、「おけるでは、」では、「おけるでは、」では、「おけるでは、「おけるでは、」では、「おけるでは、「おけるでは、」では、「おけるでは、「おける」ともに、「おけるでは、「おけるでは、「おける」ともに、「おけるでは、「おけるでは、「おける」ともに、「おけるでは、「おける」ともに、「おけるでは、「おけるでは、「おける」ともに、「おけるでは、「おける」ともに、「おける」ともに、「おけるでは、「おける」ともに、「おける」ともに、「おけるというでは、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともに、「おける」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」といる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」といる。「はいる」といる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」といる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」ともいる。「はいる」といる。「はいる」ともいる。「はいる」といる。「はいる。」はいる。「はいる」といる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいる。「はいる。」はいるいる。「はいる。」はいる。「はいる		使用有数	3)50人以上100人术//// 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満
・生活保護受給による減免の確認  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  情報の統計分析  国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。  権利利益に影響を与え得る決定 ※  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務  新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
<ul> <li>③使用方法 ※</li></ul>			
特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析」 国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。  本利利益に影響を与え得る決定 ※  予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			
使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。    氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。   <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 > 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。   情報の統計分析	⑧使用方法 ※		
・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。  本利利益に影響を与え得る決定 ※  予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		法 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために
伝名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。   「「「「「「「「」」」」」」」 「「「」」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「」」」 「「一」」」 「「一」」 「「一」」」 「「一」」 「「一」」」 「「一」」 「一」」 「「一」」 「「一」」 「「一」」 「「一」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「」 「」 「」 「」		法 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する <u>とともに、接種券の発行のために</u> 特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を
情報の突合 ※		法 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する <u>とともに、接種券の発行のために</u> 特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を
当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 というでは、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 というでは、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 というでは、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 というでは、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析 というでは、「一部での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  「情報の統計分析」をいるような情報の統計や分析は、一部では、「一語では、「一部では、「一述は、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語では、「一語で		法 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する <u>とともに、接種券の発行のために</u> 特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を
個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。    情報の統計分析		法 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
※       行わない。         権利利益に影響を与え得る決定 ※       予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務>
※       行わない。         権利利益に影響を与え得る決定 ※       予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から
権利利益に影響を 与え得る決定 ※ 予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務			・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から
作利利益に影響を 与え得る決定 ※   新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		情報の突合 ※ 情報の統計分析	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  く新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は
<del>与え得る決定 ※</del> 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		情報の突合 ※ 情報の統計分析	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  く新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は
⑨使用開始日		情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
		情報の突合 ※ 情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。  氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。  〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。  国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。  予防接種事務

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<選択肢>   SET
		( 3 ) 件
委託事項1		健康管理システムデータ入力委託
①委託内容		予防接種に関するデータ入力業務
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	予防接種台帳を作成するため必要となる。
③委i	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ]紙 [ O ] その他 (健康管理システム )
⑤委詢	<b>千先名の確認方法</b>	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委詞	托先名	都亜測量設計株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	9再委託事項	予防接種に関するデータ入力業務の一部
委託	事項2~5	
委託	事項2	健康管理システム保守業務
①委詢	托内容	システム保守
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。
③委託先における取扱者数		<選択肢>

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ]紙 [ O ] その他 (健康管理システム )
⑤委託先名の確認方法		川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。
	9再委託事項	健康管理システム保守業務の一部
委託	事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ]   1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ]         [ ] U       LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの[ O ] その他 (電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ) 電子交付機能)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
9再委託事項		
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・	移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
		I

提供先1		市区町村長				
①法令上の根拠		番号法 第19条第16号				
②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務				
③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)				
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢>				
⑤提供する情報 本人の範囲	の対象となる	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ				
⑥提供方法		[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ] その他       (ワクチン接種記録システム(VRS)				
⑦時期·頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度				
6. 特定個人情	報の保管・	消去				
①保管場所 ※		⟨川口市における措置⟩ 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。 ⟨中間サーバ・ブラットフォームにおける措置⟩ ①中間サーバ・ブラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ⟨ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置⟩ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。				
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 20年以上 ] 4)3年 5)4年 6)5年 [ 20年以上 ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない				
	その妥当性	-				

<川口市における措置>

保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。

②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

#### 【<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。

・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

<サービス検索・電子申請機能における追加措置>

・LGWAN接続系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全 消去する。

・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。

#### 7. 備考

③消去方法

#### (別添2)特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり

予防接種情報ファイル

- 1 世帯情報
- 2 氏名情報
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 続柄
- 6 住民となった年月日 住民となった届出年月日
- 7 住民となった事由
- 8 住民区分(日本人、外国人)
- 9 世帯主情報
- 10 現住所情報
- 11 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
- 12 消除情報
- 13 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)
- 14 連絡先

(予防接種接種履歴管理項目)

- 1 予防接種の種類
- 2 ワクチンのメーカー 3 予防接種の区分(法定・行政措置等)
- 4 接種した医療機関
- 5 接種した量
- 6 接種した日
- 7 請求のあった日

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- •個人番号
- •宛名番号
- 自治体コード
- •接種券番号
- •属性情報(氏名、生年月日、性別)
- •接種状況(実施/未実施)
- •接種回(1回目/2回目/3回目)
- •接種日
- ・ワクチンメーカー
- ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- •製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ·証明書ID(※)
- •証明書発行年月日(※)
- ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

#### <予防接種事務>

- ・定期予防接種を受託した医療機関において、身分証明等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手 することがないようにする。
- ・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。
- ・庁内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受ける ことができる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

①転入者本人からの個人番号の入手

当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手す る<u>場合</u>は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第 16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手

#### 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他 <u>市区町村</u>から個人番号を入手するが、その際は、<u>他市区町村</u>において、<u>住民基本台帳等により照会対</u> 象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手

当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町 村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応す る個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。

④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接 種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認する ことで、対象者以外の情報の入手を防止する。

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

<u>交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止</u> する。

### 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内

< ワクチン接種記録システム等における追加措置>

- ①申請者が不要な情報を記載することがないよう所定の様式を定めている。
- ②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。

③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について、住民がサービス検索・電子申請機能の 画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

# 容

(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)

個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付 申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> ]

- 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている
- 2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

く予防接種事務> 庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行え ない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区 町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) <u>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意</u> 図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 リスクに対する措置の内容 <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</u> 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対し てのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送 信されることを避ける。 <サービス検索·電子申請機能における追加措置> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号 カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人か らの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか 理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか 明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号 カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請 入手の際の本人確認の措置 データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これに の内容 より、本人確認を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの 暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 個人番号の真正性確認の措 個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。 置の内容 特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の 者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。 サービス検索・電子申請機能について、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請 フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置講じている。 特定個人情報の正確性確保 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> <u>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</u> の措置の内容 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自 <u>動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</u> ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS 又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を <u>講じている。</u> その他の措置の内容 [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

#### リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <予防接種事務> ・庁内連携により入手する場合は庁内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行 えない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用す る。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をして リスクに対する措置の内容 いる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステ ムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <u>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対</u> 策を実施する。 <サービス検索・電子申請機能における追加措置> サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、 外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 <選択肢> 十分である ] 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <予防接種事務>

- ・健康管理システムは、権限を与えられたもののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。
- ・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。

#### <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスで きるように制御している。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

ウヘノ・・ 日的と超えた組織的の、事務に必要のない情報との組織的が、1770mg 1474でもウベク							
宛名システム等における措置 の内容	・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・システムについては庁内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。						
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	<予防接種事務> 庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされている。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記 システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。						
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに則し、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及 び研修を実施する。						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク	リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ューサ	が認証の管理	[	行っている	]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法		・・・ く権・作・・・者 く・のープ ワ限クにWグラス サーユ	スワードについ クチンは接種になったい接種におりないでは、 アチンのでは、 アチンのでは アチンのでは、 アチンとしている。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アをの。 アチンとの。 アをの。 アをの。 アをの。 アをの。 アをの。 アをの。 アをの。 アを	ワード は、 ステード は、 ステードは、 ステージンとは、ステーで 電子 ている 中間 るい またい こうしょう かい アード はい ステート はい はい こうしょう はい かい	こよる認証を行っている。 定期的な変更を義務付けている。 テム(VRS)における追加措置> 正に使用されないよう、以下の対策を テム(VRS)における特定個人情報へのご こ制御している。 限定された者しかログインできる権限 テム(VRS)におけるのログイン認証は、 テム(VRS)へのログイン用のユーザIDは 。 請機能における追加措置>	講じている。 アクセスは、LGWAN接続系端末による操 を保持しない。 ユーザID・パスワードにて行う。 は、国に対してユーザ登録を事前申請した する必要がある職員を特定し、個人ごと 行う。
アクセ	∵ス権限の発効・失効の	Г	行っている	1	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
		・・・ 効 くり者 く①・ID・・②・情 オード・ウード・サーダー・グラン・ サーダー・グラン・ サーダー・グラン・ オード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事会 クチ限 一勢ク発ークを期を 異加 チン定 ビのスすびを対して、 等を 接種で 検管権るで取認 に再 種記発 索理限。管限理は、 よ確 記鈴行・が、理の   動き	てり認 録ぎさ 電 必 者付 か該スアし シスれ 子 要 が与 退事でかり ステる 申 と 各を 耶由	いる。 テム(VRS)における追加措置> ム(VRS)へのログイン用のユーザIDは。また、不要となったユーザIDやアクセ 請機能のアクセス権限の発効・失効> なった場合、ユーザID管理者が事務に 事務に必要となるアクセス権限の管理 必要最低限とする。 戦等のイベントが発生したタイミングで、	生内容を帳票に出力し、アクセス権の失 、国に対してユーザ登録を事前申請した ス権限は速やかに変更又は削除する。 ・ 必要となる情報にアクセスできるユーザ
アクセ	ス権限の管理	<ul><li>く異 くワ者 く・認</li><li>予動 ワクに サ其及</li></ul>	クチン接種記 チン接種記録 限定して発行 ービス検索・ 明的にユーザ	> ch に に に に に に に に に に に に に に に に に に	1) 行っている  こ、業務上アクセスが不要となったIDや テム(VRS)における追加措置> ム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、また、不要となったユーザIDやアクセ  請機能における追加措置> をシステムより出力し、アクセス権限の をユーザID管理者が確認を行う。また、	2) 行っていない アクセス権を変更又は削除する。 、国に対してユーザ登録を事前申請した ス権限は速やかに変更又は削除する。 )管理表と突合を行い、アクセス権限の確 、不要となったユーザIDやアクセス権限を

特定個人情報の使用の記録	<選択肢> [ 記録を残している ] 1)記録を残している 2)記録を残していない			
具体的な方法	<川口市における措置>・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。 〈サービス検索・電子申請機能における追加措置>・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。			
その他の措置の内容	情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育 及び研修を実施する。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。 <サービス検索・電子申請機能における追加措置> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定された USBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 特定個人情報ファイ	'ルが不正に複製されるリスク 			
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 ・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 ・複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチ接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。			

リスク	への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を 3)課題が残	入れている されている	2) 十分である		
特定個	固人情報の使用における	その他のリスク及びそのリスクロ	こ対する					
予 新特 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(予防接種事務> 防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。 断型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 対特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。当市への転入者について、 <u>転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ</u> 入手し、使用する。当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を、手し、使用する。							
4. 特	定個人情報ファイルの	り取扱いの委託				[ ]委託しない		
委託 5	たによる特定個人情報の	不正入手・不正な使用に関する 不正な提供に関するリスク 保管・消去に関するリスク 3等のリスク	リスク					
情報保護管理体制の確認		目的として公共機関の認定・認・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関し必要なが、契約時には本契約とは別の私る。 〈新型コロナウイルス感染症ション・ウイルス感染を変に、当時にあたっての報型コロナウイルス感染を変に、当時にあたってのが表に、次の内のに、のが、対に係る特定個人情報の表情をでは、の個人情報の提供ルーノ・共変による特定個人情報の特定個人情報の特定個人情を表話先による特定個人情を表話先による特定個人情を表話先による特定個人情	証個措密 策の規2子報確覧扱レ/青報予的場合では、「運約ルの認者い消報フトを持た。「では、「の認者のは、「報の表で、「のまで、」とは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、「のは、」とは、「のは、「のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、「のは、「のは、」のは、、」のは、	等ででは、 は、 は、 は、、 が、 が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を確認している。 る法律、川口書記 を行うことを従 を行う、業務 におり、書記 におのり、書 記記明の は を で で で で で で の の の の の の の の の の の の の	者名簿を提出することとしてい		
	国人情報ファイルの閲覧	[制限している	]	<選択肢> 1)制限してし	 .^る	2) 制限していない		
白 <b>,</b> 史	・ID、パスワードにより制限している。   ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱  録	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残	している	2) 記録を残していない		
・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。						์ริวิ.		
特定個	固人情報の提供ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めてい	 る	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	提供を禁止している。						

	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	提供を禁	止している。			
特定值	固人情報の消去ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	特定個人	情報の消去は委託	していない	。(情報資産は秘密保持	契約により返還する旨規定されている)
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容		·再委託( ·情報資源 ·事故発達 ·情報資源	の禁止又は制限に履 産の第三者への提っ 生時における報告 産の保護状況の検3	関する事項 示の禁止に 義務に関する 査の実施に	る事項 関する事項	及び損害賠償に関する事項
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていなし	っている 2)十分に行っている い 4)再委託していない
	具体的な方法	-				
その作	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)特に力を入れている</li><li>3)課題が残されている</li></ul>	る 2) 十分である る
特定值	固人情報ファイルの取扱	いの委託	こおけるその他のリ	スク及びそ	のリスクに対する措置	
-						
5. 特	定個人情報の提供・移車	伝(委託や	情報提供ネットワー	ークシステム	▲を通じた提供を除く。)	[ ]提供・移転しない
リスク	1: 不正な提供・移転が	行われる	リスク			
特定(の記録	固人情報の提供・移転 。	[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	庁内連携 ために提 くワクチン	供したかがすべて記 ン接種記録システム 妾種記録システム(\	記録される( ゝ(VRS)にお /RS)では、(	ヒ組みとなっている。 ける追加措置> 也市区町村への提供の詞 ヒをすることができる。	ごの特定個人情報をいつ誰に対し何の 記録を取得しており、委託業者から「情
	園人情報の提供・移転 るルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	「情報資 <i>」</i> う。	産利用依頼書」の提	出を受け、	番号法の条文に適合して	<b>ごいるか否かを判断し、提供・移転を行</b>

その他の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則し、川口市情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、川口市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提付	<b>垬・移転が行われるリスク</b>
リスクに対する措置の内容	〈川口市における措置〉特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉・他市区町村への個人番号の提供当市区町村への個人番号の提供当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> 庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び川口市個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(多	委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対

する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>

- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。

・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供す る場面に限定している。

#### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

]接続しない(入手) ]接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人性	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、 <u>内閣総理大臣</u> が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(*)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (*)中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

#### リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から 受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実 施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライ ン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> リスクに対する措置の内容 ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行 政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリス クに対応している ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を 暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができない よう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> Γ 1 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に 特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(\*)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ リスクに対する措置の内容 とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (\*)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> Γ 十分である 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。

#### <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク								
①NISC政府機関統一基準群	3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない							
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない							
③安全管理規程	[ 十分に整備している   <選択肢>   1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない							
④安全管理体制·規程の職 員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない							
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない							
⑤物理的対策   「								
⑥技術的対策	<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない							

<中間サーバ·プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワーク を効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うととも に、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等 の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国 際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガ イドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN接続系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿 具体的な対策の内容 及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をし (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととして いる。 <u>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシ</u> ステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <サービス検索・電子申請機能における措置> LGWAN接続系端末へのウィルス検出ソフトウェア等の導入により、ウィルス定義ファイルの定期的な更 新及びウィルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うこと で、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。 十分に行っている ⑦バックアップ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <選択肢> ⑧事故発生時手順の策定・ 十分に行っている Γ 1 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ⑨過去3年以内に、評価実施 <選択肢> [ 発生なし 2) 発生なし 機関において、個人情報に関 1) 発生あり する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 <選択肢> ⑩死者の個人番号 Γ 保管している 1 1) 保管している 2) 保管していない 具体的な保管方法 生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。 その他の措置の内容 <選択肢> 十分である 1 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク <川口市における措置> 連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。 リスクに対する措置の内容 <サービス検索・電子申請機能における措置> LGWAN接続系端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保 管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を 行う。

リスクへの対策は十分かリスク3: 特定個人情報が消		[ 十分で 去されずいつまでも		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
消去手順		[ 定めて	こいる	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
手順の内容		個人情報が消去されば記録媒体を廃棄す置した上で廃棄。ま日時、担当者及び外・保存年限の過ぎた処理等を行い廃棄・とサービス検索・電・LGWAN接続系端にし、必要に応じ	川口市情報セートでは、 れずいつは、物では、 た、その際を記 ・中告・ ・中告・ ・中音・ ・中で理は、 ・大に管理は、 ・大にででは、 ・大にでいるでは、 ・大にででは、 ・大にでいるでは、 ・大にでいるでは、 ・大にでいるでは、 ・大にでいるでは、	を理情最等 お業認的 存的報な紙 け務すに け務すに	「るリスクはない。 破壊又は消去ソフト等を利用し ステム管理者の許可を得なけまればならない。) 体の特定個人情報については 措置> 「子後の不要な個人番号付電 。 部のチェックを行い不要なデー	型をすることとしているため、特定し、情報を復元できないように処ればならず、行った処理については、機密性を確保するために溶解子申請データ等の消去についてータの確認を行い、廃棄する場合
その他	也の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か		[ 十分で	<b>ごある</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
・バックアップデータを市内別拠点に保管している。 ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。						

## Ⅳ その他のリスク対策※

IV ての他のリス: 1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的なチェック方法	
	大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学
具体的な内容	く川口市における措置> ・川口市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を実施することとしている。 ・また、特定個人情報の取扱いに係る監査を定期的に行うこととしている。 く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
2. 従業者に対する教育・	<b>答</b>
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な方法	<ul> <li>◇川口市における措置&gt;</li> <li>・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。</li> <li>・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。</li> <li>〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> <li>〈予防接種事務システムに関する教育・啓発&gt;</li> <li>・教育事項:予防接種事務システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修・教育頻度:年間1回程度・教育方法:集合教育・教育対象:職員および嘱託員</li> <li>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</li> </ul>

#### 3. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先		川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641					
②請求	** 技方法		市個人情報保護 成し、上記①へ提		4条第1項、第24条第	1項及び第28条の	3に基づき、請求書に必要事項
	特記事項	川口市		ジ上に、誰	青求先、請求方法、請求	求書様式等を掲載し	している。
		[	無料	]		<選択肢> 1) 有料	2) 無料
③手数料等		(手数	!料額、納付方法				し、個人情報の写しの作 10円、その他実費相当 )
④個人情報ファイル簿の公表		[	行っていない	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	個人情報ファイル名	-					
	公表場所	_					
⑤法令による特別の手続		_					
⑥個人情報ファイル簿への不 記載等		_					
2. 犋	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
①連絡先		川ㅁ큐	市総務部行政管 市青木2−1−1 −258−1641	理課情報	<sup>设</sup> 公開文書係		
②対応方法					起票し、苦情に対する対 うために、標準的な処理		

## VI 評価実施手続

VI 許伽夫加于机	,					
1. 基礎項目評価						
①実施日	令和3年11月2日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取					
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・地域保健センター・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。					
②実施日・期間	<u>令和4年9月1日(木)~令和4年9月30日(金)</u>					
③期間を短縮する特段の理 由	-					
④主な意見の内容	意見の提出はなかった。					
⑤評価書への反映	-					
3. 第三者点検						
①実施日	令和4年10月31日(月)を予定					
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問					
③結果						
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】					
①提出日						
②個人情報保護委員会によ る審査						

#### (別添3)変更簡所

(別添3 変更日	)変更箇所 <sub>項目</sub>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報 - 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム - システムの機能	1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付及びその交付記録の管理	1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付及びその交付記録の管理 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンピニ交付の実施	事後	新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の電子申請・電 子交付、コンビニ交付の実施 に伴う変更
	(別添1)事務内容	既存事務の内容を記載	予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビ 三交付の実施について追加記載	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施(に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 - ②入手方法その他	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム (VRS)、サービス検索・電子申請機能	新型コロナウイルスワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電 子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク 端末及び証明書交付センターシステム	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
	II 特定個人情報ファイルの概要-3、特定個人情報ファイルの概要-3、特定個人情報ファイルの入手・使用一③入手の時期・頻度	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	- 転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度     - 他市区町村から接種記録の照会を受ける都度     ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	VRSによる他市町村への接種 記録照会の運用の変更及び 一括照会機能追加による変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報ファイルの概要 - 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 - ④入手に係る妥当性	・当巾からの転出者について、転出先巾区町村	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	VRSによる他市町村への接種 記録照会の運用の変更及び 一括照会機能追加による変更
	要-3. 特定個人情報ファイ	・当市への転入者について接種者からの同意を 得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わ せて本人から入手する。	・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子 申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア 等のキオスク端末から予防接種証明書の申請 を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施(に伴う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - 3、特定個人情報ファイルの概 要 - 3、特定個人情報ファイ ルの入手・使用 - ⑧使用方法	認・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認・生活保護受給による滅免の確認 〈新型コナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の	・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認・生活保護受給による減免の確認・生活保護受給による減免の確認・生活保護受給による減免の確認・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。・新型、コナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。・新型、コナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種 事務については、実施機関が 特定個人情報保護評価を事 前に実施することが困難であることが想定されるため、特定 個人情報保護評価の規定(緊急 規則等9条第2項の規定(緊急 たの事後第2項の規定(緊急 なり得ることが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。

			I
種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務ショカからの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	「重要な変更」に該当するもの であるが、新型コナウイルス 感染症対策に係る予防接種 事務については、実施機関が 特定個人情報保護評価を事 前に実施することが困難であ ることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関する 規則第9条第2項の規定(緊急 時の事後第2項の規定(緊急 なり得ることが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 趣事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能 を含か。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 即事需子交付機能及パコンピュ交付関連機能	事後	新型コロナウイルス感染症予 防接種証明書の電子申請・電 子交付、コンビニ交付の実施 に伴う変更
ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定 個人情報ファイルの適切な管理等のために取り 扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンピニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子 ウステング・コンピニ交付の実施に伴う変更
LGWAN回線を用い、専用区画のサーバに対し ファイルのアップロード及びダウンロードを実施	LGWAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ 交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを 用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接 種証明書電子交付機能)	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請・電子交付、コンビニ交付の実施に伴う変更
以下略  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。・新型コーナウイルス感染症予防接種証明書電子交付規能)電子交付アジリ及び同アブリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コーナウイル種類なに係る予防接関が特定個人情報保護評価を事あることが困難できならにも、特定個人情報保護評価の適力を関係第2項の規定緊急をはり得ることが、国(デジタル庁)からの事後、連絡によって、またのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
保下にようて失感されるにない。週末、中间リーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出してきないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉以下略	<川口市における措置> 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。 (中間サーバ・ブラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・ブラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>以下略	事後	「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」(令和2年5月22日付け総行情第77号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)の該当節所に基づき、物理的放暖のみを手段とすることしたため
	し、住民情報、学生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生	に、住民情報、接種履歴等を確認する。     〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防     当前からの能出者について、当市での接種記     きならいた。私出     音を記したで含されて、また     指と記と欠合する。(転出会市区前村にて、本)人かの個人者の提供に関して同意が得られ     情報と記と欠合する。(転出会市区前村にて、本)人かの個人者の提供に関して同意が得られ     情報と記と欠合する。(転出会市区前村にて、本)人かの個人者の提供に関して同意が得られ     情報と記と欠合する。(転出会市区前村にて、本)人かの個人者の提供に関して同意が得られ     た場合のみ当処理を行う。)     新型コロナウイルス感染症対策に係る予防     精理を引力を対象性に関して同意が得られ     情報と記と欠合する。     新型コロナウイルス感染症対策に係る予防     精理を引力を対象性に関して同意が得られ     情報と記と欠合する。     新型コロナウイルス感染症対策に係る予防     精理事態に関するクワタン接種記憶とステム     明期・運用を守業務     新型コロナウイルス感染症対策に係る予防     接達事態に関するクワタン接種記憶とステム     (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等     電力は、大型の場合を対策に係る予防     接達事に関するクワタン接種記憶とステム     (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     選手を関していた。を関していたの表     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力のよりをできるの手が接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接     電力は、大型の場合を対策に係る予防接入を発     での場合を対策に関する。(VRS)(新型のよりによるのまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがまたがま	、住民保備、接種原産等を経設する。 「新型コロナウイルス感染度対案に係る予防 情報等為)という。 まからの民社が表に必ずさいて、当市での接種記 を表も出た所な同村に提供するために、転出 者が配と関へ等する。(転出先市位同村にて、本 を表した人衆名のみ当処理を行う。) 「新型コロナウイルス感染症が関係に関して同意が得られ た着ののみ当処理を行う。) 「新型コロナウイルス感染症が関係に関して同意が得られ を表生の情報では、関して同意が得られ を表生のよりないました。「大きないない。」のでの接種記 を表生のよりないました。「大きないない。」のでの接種記 を表生のに関するフクラン接種記録システム (VRS)と声してからないました。「大きないない。「大きないない。」のでの接種記 を表生のに関するフクラン接種記録システム (VRS)と声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)と声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)を声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)を声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)を声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)を声して持定を関するフランは接近記録システム (VRS)を声して持定を関するでありましている。 第型コロナウイルス感染症を対し発生 選挙を上ましている。となるを表しましている。 第型コロナウイルス感染症を対し発生 選挙を上ましている。となるを表しましている。 第型コロナウイルス感染症を対し発生 関連を上に関するフランとないを発生を発生 を関連を上に関するアクテンを発きしている。 第型の上で大きないを表している。 第型の上で大きないを表している。 第型の上で大きないる。 (VRS)を声している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。 (VRS)を表している。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 2.特定個人情報の 入手 - リスク1:目的外の 入手が行われるリスク - 対 象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	略 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記の表示と、個人番号を入手る際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認局書等により本人同意を取得し、さらに、番号な手で、対象者以外の情報の入手を膨止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手・当線を出先市区町村から個人番号の入手でが、一個大番号の入手があるが、その際は、大手を転出先市区の大きなが、大の原本の大手を転出先市区の大きなが、大の際人で、大きないた。	略 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 ①転入者本人からの個人番号の入手当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、 <u>本人から</u> 個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録を確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するが、その際は、 <u>地市区町村</u> から個人番号を入上等するが、その際は、 <u>地市区町村</u> のと個人番号を入手当市区町村から個人番号を入手	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コナウイルス 感染症対策に係る予防接種 事務については、実施機関が 特定個人情報保護評価を事 ることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関係を あることが思難である。 個別第9条第2項の規定(緊急 時の事後評価の適用対象と なり得ることが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 - 2. 特定個人情報の 入手 - リスク1: 目的外の 入手が行われるリスク - 対 象者以外の情報の入手を防 止するための措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者から変付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象大検索・日本のでは、マニュアルや映ら上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	(VRS)を通じて入手する。  ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市 区町村から投種記録を入手するが、その際は、 当市区町村に接種記録のみをフクチン接種記録の入手は 会対象者の個人番号であることを確認し、当該 個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (多新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号は第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り、券面製力力補助APの暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以の情報	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コナウイルス 感染症対策に係る予防機関が 特定個人情報保護評価を事 ることが想動であることが困難であることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関する 個別第9条第三のの規則対象 規則第9条第三の週間対象 があることが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の 入手 — リスク1: 目的外の 入手が行われるリスク — 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	の交付について、住民がサービス検索・電子申 請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し	②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入 手しないよう職員への周知徹底を行う。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付について、住民がサービス検索・電子申 請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し 申請フォームを選択して必要情報を入力するこ ととなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、 異なる手続に係る申請や不要な情報を送信し	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型ペラト防接種事務については、実施機関事務については、実施機関事前に実施をすることが想定されるため、特定個人情報保第2項の週用対象と個人情報保第2項の週用対象となり得ることが、国(デジタルア)からの事務連絡によって、おれている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリス対策 - 2. 特定個人情報入手 - リスク2: 不適切が方法で入手が行われるリスクー リスクに対する措置のが容	ク加措庫> ワクテン接種記録システム(VRS)のデータベー フクテン接種記録システム(VRS)のデータベー スは、市区町村ごとに論理的に区分されてお り、他市区町村の領域からは、特定個人情報の 3 手ができないトラニアウムス単紀にアリス	とで、意図しない不適切な方法で存足値入情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に回いするとが困難であるとが想度されるため、特定の人情をごとが想度護評価の場であるととが想度護評価の規則第9条第2項の規定領の規則第9条第2項の規定が多ルトウンからの事務と評価、事後によって、からの事務とが表現を表現がある。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス 対策 — 2. 特定個人情報 入手 — リスク3: 入手した 特定個人情報が不正確で るリスク — 入手の際の本 人確認の措置の内容	ウ・ラ臭なしい目とがアポイリの資格証(味味証な) ど)と住民基本台帳情報等の関き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人 番号付電子申請データを送信するためには、個 ト ※号カードの享名 田宗 ユジ耶キュニトス需え	と) ど住氏基本白帳情報寺の間ざ取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受損した地方公共団体け業を検証(有効性変勢) かぜん 絵如笑) た	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を整っ前に実施することが困難、特定個人情報保護評価に関する個人情報保護評価に関する個別等9条第2項の規定(緊急時の事後評価の適用対象といりの事後評価が、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス 対策 — 2. 特定個人情報の 入手 — リスク3: 入手した 特完個人情報が不足値と るリスク — 特定個人情報 の正確性確保の措置の内容	り 者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の り 内容確認を行う。 サービス検索・電子申請機能について、個人番 号カード内の記憶領域に格納された個人番号 を申請フォームに自動転記を行うことにより、不	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コナウイルス 感染症対策に係る予防接種 事務については、実施機関が 特定個人情報保護評価を事 ることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関する 場別第9条第2回の適用対象 規則第9条第2回の適用対象となり得ることが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 — 2. 特定個人情報の 入手 — リスク4: 入手の際に 特定個人情報が漏えい・紛失 するリスク — リスクに対す る措置の内容	テムを介して行うが、権限を持った者しか情報 照会を行えない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏え いを防止するために、暗号化された通信回線を 使用する。 くサービス検索・電子申請機能における追加措置>	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行う ことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対 応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンピ三交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間 の通信については専用回線、証明書交付セン ターシステムとVRS間の通信については	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種等をに対しては、実施機関が情報に実施であるとがお保護評価を事物に実施想保護評価に関する個人情報保護評価に関す多条第2項の規定係数とは得るというである。 は、1年では、1年である個規則第多条第2項の適用対象に関係であるとが想保護にが国にデジタル庁ンからの事務連絡によって、まった。
対策 - 3.特定個人情報の 使用 - 特定個人情報の使	接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手に用います。	<予防接種事務> 予防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。 ・当市への転入者について、 <u>転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ</u> 入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コナウクスス感染症対策に係る予防接種が特定個人情報保護評価を事務については、実施機関が特定個人情報保護評価であることが困難であることが困難であることが困難であるとが人間の境に災急としている。 関則等条第2項の規定(緊急となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって、されている。
取扱いプロセスにおけるリスク	チン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情		事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コマウウイルスの感染症対策に係る予防接関が特定個人情報保護評価を事務については、実施することが困難であることが困難である。とが根定されるためする。個人情報保護評価の適用が9条評価の適用が9条評価の適に関立の適用が多い。10年30年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年
	取扱第一 2. 特に 2. 対象の 3. 対象の 3. 対象の 3. 対象の 4. 対象の 2. 対象の 3. 対象の 4. 対象の 2. 対象の 4. 対象の 2. 対象の 4. 対象の 2. 対象の 4. 対象の 2. 対象の 4.	□ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおける以及 対策 - 2. 特定個人情報の 大手 - リスク4: 入手の際に 特定個人情報の 大手 - リスク4: 入手の際に 特定個人情報の 大手 - リスクに対す も措置 を開発が漏えい。 大手 - サンクに対す も措置 を開発が漏えい。 大手 - リスクに対す も措置 と いち防止するために、暗号化された通信回線を 使用する。 と - サービス検索・電子申請機能と地方公共団体と の間は、LGWAN回線を用いた暗号に強信を行ってとて、検索・電子申請機能と地方公共団体と の間は、LGWAN回線を用いた暗号に強信を行ってとて、 を動からの盗聴、漏えい等が起こら ないようにしている。 コーナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 シ コーナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 の個人を判断しるような統計や情報分析は行っない。 またると対し、験が見に関定している。 現体的には以下の3つの数場 ・ 当市からの転出者について、転出元市区町村へ 接種記録と照会するために、転入者本人から 日におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置 を発出していて、新型コーナウイルス感染症 用におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置 を発出していて、新型コーナウイルス感染症 ア防接種証明書の交付申請があった場合に、 使用する。 ・ 当市からの転出者について、当市での接種配 接を転出去市区町村へ後、・ 等種目を対して、新型コーナウイルス感染症 予防接種証明書の交付申請があった場合に、 使用する。 ・ 2つラテン接種配線システム(NRS)からCSV ファイルの取扱いの委託 - 情報を規定するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ファナルを種間を対して、第型コーナウイルス感染症 を発症対策を指するように、個人番号を入手に、使用する。 ② アナルにてがウンロードする接種記録・アータには、個人番号が含まれない。  「禁煙値入情報ファイルの取扱いの避解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認解・特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いの認り、特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定している。  「特定個人情報では、当時では、対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	・	「特別機関により入手する場合は内内造形で、 「中海運動により入手する場合は内内運動で、 「中海運動により入手する場合は内内運動で、 「中海運動により入手する場合は内内運動で、 「中海運動により入手でも場合は内内運動で、 で大きた中でするが、有限を持ったもない情報 を持てるない。 「中海運動により入手でも場合は内内運動で、 では、自力を表している。 「中海運動により入手でも場合は内内運動で、 では、自力を表しました。 「サースを表している。」 「サースを表している。」 「サースを表している。」 「サースを表している。」 「サースを表している。」 「中海である。 「中海である。 「中海である。 「中海である。」 「中海である。 「中海である。」 「中海である。 「中海である。」 「中海である。 「中海である。」 「中海である。 「中海である。」

Ⅲ 特定個人情報ス 取扱いプロセスにお 対策 一 5. 特定 の提供・移転(参えう た提供を除く。) ・不適切な方法で提 行われるリスク 対する措置の内容	けるリスク やりとりすることで、不適切な方法で特定 国人情報 情報がやりとりされることを防止する。 や情報提 ・大ムを通じ リスク2: 種事務における追加措置) ・転出元市区町村への個人番号の提供	1 特殊がつりごりされることを防止する。 通して 個人 種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市 区町村から接種記録を入手するため、他市区 町村本個人番号を提供するが、その際は、住 民基本台帳等により照会対象者の個人番号で あることを確認した情報を、ワクチン接種記録と ステム/VRS)を用いて提供する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コーナウイルス 感染症対しては、衰悪の機関が 特定個人情報保護評価を事 ることが困難であることが困難であ ることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関する ることが現定されるため、場別等9条第2項の規用対定(緊急 時の事後評価の適用対象ル 庁)からの事務連絡によって 示されている。
Ⅲ 特定個人情報プ 取扱いプロセスにお 対策 一 が を 転 の提供・移転、受力 の提供・移転、一 た提供を解う。) た提供を解する。) 誤った情報を提供・ まうリスク、誤っまう リスクに対する措置	けるリスク 型人情報提 や情報提 一人を通じ リスク3: 移転してし 等に提 大の転入者について、転出元市区町村への個人番号の提供 への転入者について、転出元市区町村 種記録を入手するため、転出元市区町村 人間録を表別であるが、その際は、個人番 に転出での市区町村 人に転出での市区町村 人に転出での市区町村	でが川 市内連携システムでは本業務で保有する情報 をすべて連携することはできず、番号法及び川 で担 一個人情報保護条例に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。 はのみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。 くワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市で四村への極種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市で町村への低入番号を提供するが、電文を受ける ではで、対してい場合は、個人番号を提供するが、電文を受ける ではずで、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コナウイルス感染症対策に係る予防接頭等所でいては、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則等9条第2項の規定(緊急時の事後第2項面の適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
Ⅲ 特定個人情報ス 取扱いプロセスにお 対策 ─ 5. 特定 の提供・移転(乗ぎ、 供売をいる。) ─ 記さた情報を提供・ まうリスク。誤ったうり 特定個人情報を提供・ を個人情報の提名 システムを通じた場 、)におけるその他 及びそのリスクに対	けるリスク 国人情報 や情報提・ ・特定個人情報の提供は、限定された端 リスク3: 6 移転してし 等に提 スクー サ・移転 ットワーク 快・移転 ットワーク 快を除 のリスク	加措置〉 ・特定個人情報の提供は、限定された端末 にLGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限 に及さている。 ・持定個人情報を提供する場面を必要最小限 に限定している。 ・持定個人情報を提供する場面を必要最小限 に限定している。 で、転出元市区町村での接種記録を入手する	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価の適用対象となり得ることが、ほデジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
Ⅲ 特定個人情報ス 取扱いプロセスにお 対策 — 6. 情報 ワークシステムとの 「リスク2」及び「リス	アイルの は議を経て、総務大臣が設置・管理する 供ネット 提供ネット 接続 – ・管理する 供ネットワークシステムを使用した特定個 報の入手のみ実施できるよう設計されるが を発生されている。	会との・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との 情報提協議を経て、 <u>内閣総理大臣</u> が設置・管理する情 1人情 報提供ネットワークシステムを使用した特定個	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律1の第2条 第14項の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体が変更になったため

Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 ─ 7. 特定個人情報 の保管・消去 — リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスク — ⑥技術的 対策 — 具体的な対策の内 容	府機関等の情報セキュリティ対策のための統一 基準群に準拠した開発・運用がされており、情 報セキュリティの国際規格を取得しているクラウ ドサービスを利用しているため、特定個人情報	〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉以下略 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を満じている。以下略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)・電子交付アブリとVRSとの通信は暗号化を行うとしている。・電子交付アブリとVRSとの通信は暗号化を行うとしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンピニ交付)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが組定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適面対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
		こととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム 間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 くサービス検索・電子申請機能における措置> 以下略		
Ⅳ その他のリスク対策 ※ — 1. 監査 — ①自己点検 — 具体的なチェック方法	〈川口市における措置〉以下略 〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置〉以下略 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種配録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コーウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特にの事後評価の規定(緊急となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務連絡によって示されている。
IV その他のリスク対策 ※ 一 1. 監査 — ②監査 — 具 体的な方法		<川口市における措置>以下略 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置>以下略 〈 中間サーバ・プラットフォームにおける措置>以下略 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係よっ等防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価に関策であることが想定されるため、特定個人情報保護評価の規定(緊急時の事後評価のの適用対象となり得ることが、国(デジタル庁)からの事務・運絡によって示されている。
IV その他のリスク対策 ※ 一 2. 従業者に対する教育・啓発 一 従業者に対する教育・啓 発 一 具体的な方法	<中間サーバ・ブラットフォームにおける措置>以下略 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録ンステムの利用にあたっての確認事項に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第9条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	く中間サーバ・プラットフォームにおける措置>以下略 《新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦路室)から発出された「新型コロナウイルス の力チン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが 生じた場合、適切な対応をとることができる体制 を構築する。	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型のエナウイルの 感染症対策に係る予防接種 事務については、実施機関が 特定個人情報保護評価を事 前に実施することが困難であることが想定されるため、特定 個人情報保護評価に関する 場別第9条第2評の利定(緊急 時の場合ことが、国(デジタル 庁)からの事務連絡によって 示されている。
VI評価実施手続-2国民・住 民等からの意見聴取-2実 施日・期間	令和3年8月1日(日)~令和3年8月31日(火) の31日間	<u> </u>	事後	本再実施によるパブリックコメ ント実施日の変更
VI評価実施手続ー2国民・住 民等からの意見聴取ー④主 な意見の内容	意見募集ページに、特定個人情報保護評価書 に関する説明と評価実施フローの掲載を希望	意見の提出はなかった。	事後	パブリックコメント意見有無を記載
	令和3年11月9日(火)(書面会議)・・・答申確 定日	<u>令和4年10月31日(月)を予定</u>	事後	本再実施による点検日の変更